

標準処理期間の未設定理由

番号 4

処 分 名	汚染土壌処理業の許可の更新
根 拠 法 令 名	土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)
条 項	第22条第4項
所 管 課	環境指導課

【標準処理期間を未設定とした理由】

過去に申請実績がなく、施設の種類、設置場所等により審査内容が大きく異なるため、標準的な処理期間を定めることが困難である。